

第8回

那須塩原市下水道審議会資料

目次

- | | |
|---|-----|
| 1. 10 m ³ /月以下の利用者件数の実績…………… | P1 |
| 2. 温泉地を抱える自治体の下水道使用料体系…………… | P2 |
| 3. 使用料改定案について…………… | P12 |

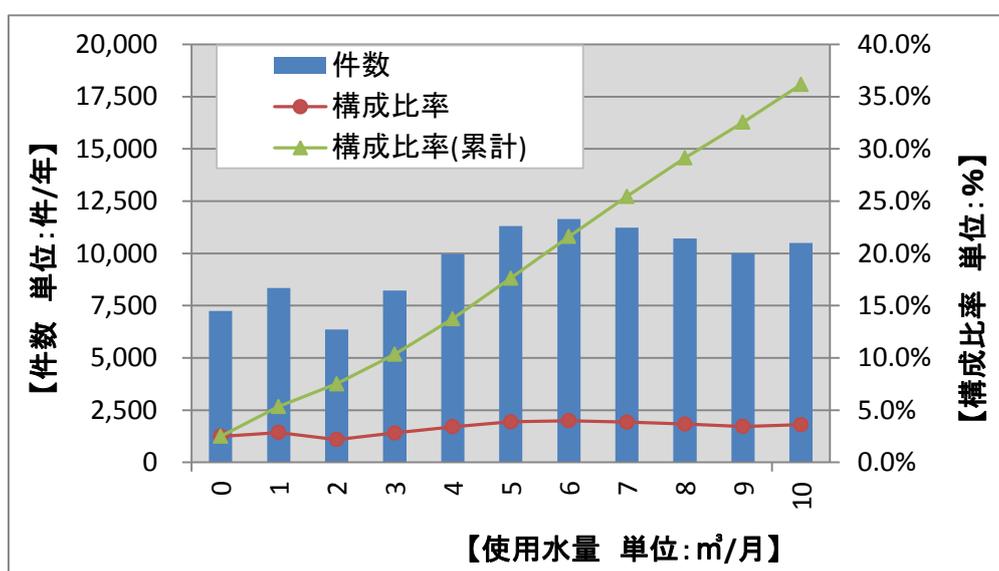
那 須 塩 原 市

1. 10 m³/月以下の利用者件数の実績

第7回審議会での質疑を受けて、現行使用料体系における基本水量に該当する、10 m³/月以下の件数について、平成25年度実績を整理しました。

10 m³/月以下の利用件数は年間105,518件であり、利用件数全体（年間291,852件）の36.2%を占めています。

10 m³/月以下の利用件数の中では6 m³/月の利用者が最も多くなっています。



出典：地方公営企業年鑑

表-1.1 10 m³/月以下の利用件数（平成25年度実績）

2. 温泉地を抱える自治体の下水道使用料体系

関東近辺の代表的な温泉地を抱える自治体の下水道使用料について、次頁の表に示す、那須塩原市を含めた8つの自治体を対象に整理しました。

使用料体系について、一般汚水とは別に温泉汚水の体系設定が行われている自治体は4自治体となっています。

また、群馬県草津町については、温泉汚水の体系設定は行われていませんが、従量使用料単価は単一設定となっています。

なお、那須塩原市の塩原地区のような逆累進制については、那須町でのみ採用されています。

次頁より、これら8自治体の下水道使用料体系の詳細を示します。

表 2-1 関東近辺の代表的な温泉地を抱える自治体の使用料の状況

自治体名	温泉名	使用料体系			使用料 単価 (円/m ³)	汚水処 理原価 (円/m ³)	経費回収 率(%)
		温泉汚 水の 設定	単一従 量単価 の採用	逆累進 制の 採用			
①栃木県 那須塩原市	那須塩原温泉	※1		※2	131.27	152.90	85.9
②神奈川県箱根町	箱根温泉	●			213.68	281.62	75.9
③栃木県日光市	鬼怒川温泉 川治温泉 等				127.61	123.62	103.2
④静岡県熱海市	熱海温泉	●			164.36	164.36	100.0
⑤静岡県伊東市	伊東温泉	●			70.77	88.42	80.0
⑥群馬県渋川市	伊香保温泉	●			76.41	132.45	57.7
⑦群馬県草津町	草津温泉		●		83.84	83.87	100.0
⑧栃木県那須町	那須温泉			●	107.13	188.84	56.7

※1：那須塩原市では、板室・塩原ともに浴槽の温泉水は河川放流とされており、下水道では受け入れていない。また、公衆浴場法に規定する「一般公衆浴場」は「湯屋用」の使用料を適用。

※2：那須塩原市は、塩原地区のみ逆累進制を採用。

注) 使用料単価、汚水処理原価、経費回収率は平成25年度値

自治体名	使用料体系	事業 着手 年度	行政人口・ 処理区域内 人口	処理場数・ ホンプ施設 数	使用料単価 ・汚水処理原価 ・経費回収率																																								
①栃木県 那須塩原市	<p data-bbox="392 384 954 416"><体系表：税抜> 現行体系：H8. 4. 1 改定</p> <p data-bbox="392 432 551 464">【黒磯地区】</p> <table border="1" data-bbox="398 480 1279 691"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">基本料金(1ヶ月につき)</th> <th colspan="2">超過料金(1m³につき)</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>金額</th> <th>汚水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般用</td> <td rowspan="4">10m³まで</td> <td rowspan="4">1,165円</td> <td>10m³を超え30m³まで</td> <td>118円</td> </tr> <tr> <td>30m³を超え50m³まで</td> <td>126円</td> </tr> <tr> <td>50m³を超え100m³まで</td> <td>137円</td> </tr> <tr> <td>100m³を超えるもの</td> <td>146円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="392 722 1016 754">※一般家庭使用料(1ヶ月20m³あたり)：2,345円</p> <p data-bbox="392 818 607 850">【西那須野地区】</p> <table border="1" data-bbox="392 866 1272 1077"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">基本料金(1ヶ月につき)</th> <th colspan="2">超過料金(1m³につき)</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>金額</th> <th>汚水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般用</td> <td rowspan="4">10m³まで</td> <td rowspan="4">1,100円</td> <td>10m³を超え30m³まで</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>30m³を超え50m³まで</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>50m³を超え100m³まで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>100m³を超えるもの</td> <td>140円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="392 1109 1016 1141">※一般家庭使用料(1ヶ月20m³あたり)：2,200円</p>	種別	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金(1m ³ につき)		汚水量	金額	汚水量	金額	一般用	10m ³ まで	1,165円	10m ³ を超え30m ³ まで	118円	30m ³ を超え50m ³ まで	126円	50m ³ を超え100m ³ まで	137円	100m ³ を超えるもの	146円	種別	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金(1m ³ につき)		汚水量	金額	汚水量	金額	一般用	10m ³ まで	1,100円	10m ³ を超え30m ³ まで	110円	30m ³ を超え50m ³ まで	120円	50m ³ を超え100m ³ まで	130円	100m ³ を超えるもの	140円	S49	(行政人口) 118,573人 (処理区域内 人口) 58,509人	(処理場数) 2カ所 (ホンプ場数) 3カ所	(使用料単価) 131.27円/m ³ (汚水処理原価) 152.90円/m ³ (経費回収率) 85.9%
種別	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金(1m ³ につき)																																										
	汚水量	金額	汚水量	金額																																									
一般用	10m ³ まで	1,165円	10m ³ を超え30m ³ まで	118円																																									
			30m ³ を超え50m ³ まで	126円																																									
			50m ³ を超え100m ³ まで	137円																																									
			100m ³ を超えるもの	146円																																									
種別	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金(1m ³ につき)																																										
	汚水量	金額	汚水量	金額																																									
一般用	10m ³ まで	1,100円	10m ³ を超え30m ³ まで	110円																																									
			30m ³ を超え50m ³ まで	120円																																									
			50m ³ を超え100m ³ まで	130円																																									
			100m ³ を超えるもの	140円																																									

自治体名	使用料体系				事業着手年度	行政人口・ 処理区域内人口	処理場数・ ホンプ施設数	使用料単価 ・汚水処理原価 ・経費回収率	
栃木県 那須塩原市	【塩原地区】								
	種別	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金(1m ³ につき)					
		汚水量	金額	汚水量	金額				
一般用	10m ³ まで	1,000円		10m ³ を超え500m ³ まで	100円				
				500m ³ を超え1000m ³ まで	90円				
				1000m ³ を超えるもの	80円				
※一般家庭使用料(1ヶ月20m ³ あたり):2,000円									
②神奈川県 箱根町	<体系表：税抜> 現行体系：H21.4.1 改定				S48	(行政人口) 12,500人 (処理区域内人口) 7,143人	(処理場数) 2カ所 (ホンプ場数) 11カ所	(使用料単価) 213.68円/m ³ (汚水処理原価) 281.62円/m ³ (経費回収率) 75.9%	
	種別	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金(1m ³ につき)					
		汚水量	金額	汚水量	金額				
一般用	10m ³ まで	760円		10m ³ を超え25m ³ まで	110円				
				25m ³ を超え50m ³ まで	150円				
				50m ³ を超え200m ³ まで	200円				
				200m ³ を超え500m ³ まで	240円				
				500m ³ を超え1,000m ³ まで	280円				
				1,000m ³ を超えるもの	310円				
温泉水		1m ³ につき			50円				
※一般家庭使用料(1ヶ月20m ³ あたり):2,008円									

自治体名	使用料体系				事業 着手 年度	行政人口・ 処理区域内 人口	処理場数・ ポンプ施設 数	使用料単価 ・汚水処理原価 ・経費回収率
③栃木県 日光市	<体系表：税抜> 現行体系：H23.4.1改定				S35	(行政人口) 87,829人 (処理区域内 人口) 53,494人	(処理場数) 2カ所 (ポンプ場数) 6カ所	(使用料単価) 127.61円/m ³ (汚水処理原価) 123.62円/m ³ (経費回収率) 103.2%
	種別	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金(1m ³ につき)				
		汚水量	金額	汚水量	金額			
	一般用	5m ³ まで	600円	5m ³ を超え30m ³ まで	110円			
				30m ³ を超え100m ³ まで	120円			
				100m ³ を超えるもの	130円			
	<p>※一般家庭使用料(1ヶ月20m³あたり)：2,430円</p> <p>■合併協定に基づき水道料金と下水道使用料を統一。下水道使用料は、統一前の4地区の中間的な水準に統一され、基本水量は4地区の中で最も少ない5m³/月に設定されている。(P7に市HPからの引用資料を提示)</p>							
④静岡県 熱海市	<体系表：税抜> 現行体系：H21.4.1改定				S27	(行政人口) 38,808人 (処理区域内 人口) 25,467人	(処理場数) 1カ所 (ポンプ場数) 2カ所	(使用料単価) 164.36/m ³ (汚水処理原価) 164.36/m ³ (経費回収率) 100.0%
	種別	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金(1m ³ につき)				
		汚水量	金額	汚水量	金額			
	一般用	10m ³ まで	2,775円	10m ³ を超え20m ³ まで	25円			
				20m ³ を超え300m ³ まで	144円			
				300m ³ を超え1,000m ³ まで	157円			
				1,000m ³ を超えるもの	171円			
	温泉汚水	1m ³ につき			96円			
	<p>公衆浴場(共同浴場を含む。)の使用については、汚水排出量の10分の5に相当する料金を減額する。ただし、営利を目的としない共同浴場の使用については、10分の7に相当する料金を減額する。(消費税込)</p> <p>※一般家庭使用料(1ヶ月20m³あたり)：3,025円</p>							

自治体名	使用料体系				事業着手年度	行政人口・処理区域内人口	処理場数・ポンプ施設数	使用料単価・汚水処理原価・経費回収率																																	
⑤静岡県 伊東市	<p><体系表：税抜> 現行体系：H25.4.1改定</p> <table border="1" data-bbox="389 440 1285 703"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">基本料金(1ヶ月につき)</th> <th colspan="2">超過料金(1㎡につき)</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>金額</th> <th>汚水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般用</td> <td rowspan="3">10㎡まで</td> <td rowspan="3">800円</td> <td>10㎡を超え50㎡まで</td> <td>95円</td> </tr> <tr> <td>50㎡を超え250㎡まで</td> <td>96円</td> </tr> <tr> <td>250㎡を超えるもの</td> <td>97円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">温泉水</td> <td rowspan="2">50㎡まで</td> <td rowspan="2">850円</td> <td>50㎡を超え500㎡まで</td> <td>19円</td> </tr> <tr> <td>500㎡を超えるもの</td> <td>20円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般家庭使用料(1ヶ月20㎡あたり)：1,890円 ■一般用、温泉水ともに、30%を目安に基本料金と超過料金を値上げ。 (検討会会議録より)(P8に市HPからの引用資料を提示)</p>				種別	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金(1㎡につき)		汚水量	金額	汚水量	金額	一般用	10㎡まで	800円	10㎡を超え50㎡まで	95円	50㎡を超え250㎡まで	96円	250㎡を超えるもの	97円	温泉水	50㎡まで	850円	50㎡を超え500㎡まで	19円	500㎡を超えるもの	20円	S33	(行政人口) 72,335人 (処理区域内人口) 24,700人	(処理場数) 1カ所 (ポンプ場数) 2カ所	(使用料単価) 70.77円/㎡ (汚水処理原価) 88.42円/㎡ (経費回収率) 80.0%								
種別	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金(1㎡につき)																																						
	汚水量	金額	汚水量	金額																																					
一般用	10㎡まで	800円	10㎡を超え50㎡まで	95円																																					
			50㎡を超え250㎡まで	96円																																					
			250㎡を超えるもの	97円																																					
温泉水	50㎡まで	850円	50㎡を超え500㎡まで	19円																																					
			500㎡を超えるもの	20円																																					
⑥群馬県 渋川市	<p><体系表：税抜> 現行体系：H16.4.1改定</p> <table border="1" data-bbox="389 951 1285 1249"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">基本料金(1ヶ月につき)</th> <th colspan="2">超過料金(1㎡につき)</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>金額</th> <th>汚水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般用</td> <td rowspan="3">8㎡まで</td> <td rowspan="3">630円</td> <td>9㎡を超え40㎡まで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>40㎡を超え100㎡まで</td> <td>113円</td> </tr> <tr> <td>100㎡を超えるもの</td> <td>125円</td> </tr> <tr> <td>浴場用</td> <td>1㎡につき</td> <td></td> <td></td> <td>33円</td> </tr> <tr> <td>温泉汚水</td> <td>1㎡につき</td> <td></td> <td></td> <td>13.34円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>1㎡につき</td> <td></td> <td></td> <td>194円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般家庭使用料(1ヶ月20㎡あたり)：1,976円</p>				種別	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金(1㎡につき)		汚水量	金額	汚水量	金額	一般用	8㎡まで	630円	9㎡を超え40㎡まで	100円	40㎡を超え100㎡まで	113円	100㎡を超えるもの	125円	浴場用	1㎡につき			33円	温泉汚水	1㎡につき			13.34円	臨時用	1㎡につき			194円	S35	(行政人口) 82,058人 (処理区域内人口) 23,104人	(処理場数) 2カ所 (ポンプ場数) 3カ所	(使用料単価) 76.41円/㎡ (汚水処理原価) 132.45円/㎡ (経費回収率) 57.7%
種別	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金(1㎡につき)																																						
	汚水量	金額	汚水量	金額																																					
一般用	8㎡まで	630円	9㎡を超え40㎡まで	100円																																					
			40㎡を超え100㎡まで	113円																																					
			100㎡を超えるもの	125円																																					
浴場用	1㎡につき			33円																																					
温泉汚水	1㎡につき			13.34円																																					
臨時用	1㎡につき			194円																																					

自治体名	使用料体系	事業着手年度	行政人口・ 処理区域内 人口	処理場数・ ポンプ施設 数	使用料単価 ・汚水処理原価 ・経費回収率																							
⑦群馬県 草津町	<p><体系表：税抜> 現行体系：H25.4.1改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">基本料金(1ヶ月につき)</th> <th colspan="2">超過料金(1m³につき)</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>金額</th> <th>汚水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>10m³まで</td> <td>400円</td> <td>10m³を超えるもの</td> <td>84円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年度から平成29年度にかけて段階的に使用料改定。 ※一般家庭使用料(1ヶ月20m³あたり)：1,339円 ※排水量＝水道水量＋温水水量 (P9に市HPからの引用資料を提示)</p>	種別	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金(1m ³ につき)		汚水量	金額	汚水量	金額	一般用	10m ³ まで	400円	10m ³ を超えるもの	84円	S44	(行政人口) 6,887人 (処理区域内 人口) 4,991人	(処理場数) 1カ所 (ポンプ場数) なし	(使用料単価) 83.84円/m ³ (汚水処理原価) 83.87円/m ³ (経費回収率) 100.0%									
種別	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金(1m ³ につき)																									
	汚水量	金額	汚水量	金額																								
一般用	10m ³ まで	400円	10m ³ を超えるもの	84円																								
⑧栃木県 那須町	<p><体系表：税抜> 現行体系：H13.4.1改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">基本料金(1ヶ月につき)</th> <th colspan="2">超過料金(1m³につき)</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>金額</th> <th>汚水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般用</td> <td rowspan="3">10m³まで</td> <td rowspan="3">1,296円</td> <td>11m³を超え500m³まで</td> <td>118.8円</td> </tr> <tr> <td>501m³を超え2000m³まで</td> <td>97.2円</td> </tr> <tr> <td>2000m³を超えるもの</td> <td>86.4円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>1m³につき</td> <td></td> <td></td> <td>540円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般家庭使用料(1ヶ月20m³あたり)：2,484円</p>	種別	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金(1m ³ につき)		汚水量	金額	汚水量	金額	一般用	10m ³ まで	1,296円	11m ³ を超え500m ³ まで	118.8円	501m ³ を超え2000m ³ まで	97.2円	2000m ³ を超えるもの	86.4円	臨時用	1m ³ につき			540円	S52	(行政人口) 26,670人 (処理区域内 人口) 3,017人	(処理場数) 2カ所 (ポンプ場数) なし	(使用料単価) 107.13円/m ³ (汚水処理原価) 188.84円/m ³ (経費回収率) 56.7%
種別	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金(1m ³ につき)																									
	汚水量	金額	汚水量	金額																								
一般用	10m ³ まで	1,296円	11m ³ を超え500m ³ まで	118.8円																								
			501m ³ を超え2000m ³ まで	97.2円																								
			2000m ³ を超えるもの	86.4円																								
臨時用	1m ³ につき			540円																								

【栃木県日光市 水道料金・下水道使用料改定のお知らせ ※市 HP より】

下水道使用料

新料金および現行料金(税抜き)は下表のとおりです。

新料金表(すべての地域)			
基本料金(月額)		従量料金(1㎡につき)	
汚水量	金額	汚水量	金額
5㎡まで	600円	6~30㎡	110円
		31~100㎡	120円
		101㎡から	130円

※井戸水を使用して認定を受けている方も、従来の認定量に応じて新料金表の金額が適用されます。

現行料金表(今市地域)

基本料金(月額)		従量料金(1㎡につき)	
汚水量	金額	汚水量	金額
10㎡まで	1,200円	11~30㎡	120円
		31~100㎡	130円
		101~500㎡	140円
		501㎡から	150円

現行料金表(日光地域)

基本料金(月額)		従量料金(1㎡につき)	
汚水量	金額	汚水量	金額
10㎡まで	1,000円	11~100㎡	110円
		101㎡から	120円

現行料金表(藤原地域)

基本料金(月額)		従量料金(1㎡につき)	
汚水量	金額	汚水量	金額
8㎡まで	800円	9~30㎡	110円
		31~50㎡	120円
		51~100㎡	130円
		101㎡から	140円

現行料金表(栗山地域)

基本料金(月額)		従量料金(1㎡につき)	
汚水量	金額	汚水量	金額
5㎡まで	800円	6~30㎡	120円
		31~100㎡	130円
		101~500㎡	140円
		501㎡から	150円

例 水道管口径13mmで月30㎡使用した場合の新料金と各地域の現行料金、各地域の新料金との比較(税込み)

新料金(すべての地域)			各地域の現行料金		各地域の新料金との比較	
区分	金額	合計	地域	区分	金額	合計
水道	3,806円	7,323円	今市	水道	4,065円	7,875円
下水道	3,517円		日光	水道	3,780円	
			日光	下水道	3,150円	6,510円
			日光	下水道	3,360円	
			藤原	水道	3,390円	6,771円
			藤原	下水道	3,381円	
			足尾	水道	3,150円	3,150円
			足尾	下水道	—	
			栗山	水道	3,150円	7,140円
			栗山	下水道	3,990円	

●新料金の算出方法

区分	基本料金(5㎡)	従量料金(6~10㎡)	従量料金(11~15㎡)	従量料金(16~30㎡)	算出方法
水道	基本料金500円	+ 5㎡×80円	+ 5㎡×125円	+ 15㎡×140円	+ 消費税181円=3,806円
下水道	基本料金600円	+ 25㎡×110円	+ 消費税167円		=3,517円

水道料金についてくわしくは
水道課 水道総務係 ☎ 21-4532
日光足尾水道事務所 ☎ 53-3000
藤原栗山水道事務所 ☎ 76-0141

下水道使用料についてくわしくは
下水道課 下水道総務係 ☎ 21-5150

水道料金と下水道使用料が変わります

水道料金と下水道使用料は合併協定で平成23年度を目途に市内統一の料金にすることがされていますが、現在は地域ごとの料金体系となっています(平成21年4月に一部改定)。そこで平成23年4月使用分から、市民負担の公平性と上水道・下水道事業の経営健全化を図るため料金を改定し市内統一の料金にします。
今回は、その改定後の料金についてお知らせします。

水道料金

新料金および現行料金(税抜き)は下表のとおりです。

新料金表(すべての地域)				
口径(mm)	基本料金(月額)		従量料金(1㎡につき)	
	水量	金額	水量	金額
13	5㎡まで	500円	6~10㎡	80円
			11~15㎡	125円
			16~70㎡	140円
			71㎡から	160円
20	700円	—	6~10㎡	80円
			11~15㎡	125円
			16~70㎡	140円
			71~200㎡	160円
25	10㎡まで	1,400円	11~15㎡	125円
			16~70㎡	140円
			71~200㎡	160円
			201㎡から	170円
30	—	—	11~15㎡	125円
			16~70㎡	140円
			71~200㎡	160円
			201㎡から	170円
40	—	—	1~15㎡	125円
			16~70㎡	140円
			71~200㎡	160円
			201㎡から	170円
50	—	—	1~15㎡	125円
			16~70㎡	140円
			71~200㎡	160円
			201㎡から	170円
75	—	—	1~15㎡	125円
			16~70㎡	140円
			71~200㎡	160円
			201㎡から	170円
100	—	—	1~15㎡	125円
			16~70㎡	140円
			71~200㎡	160円
			201㎡から	170円

現行料金表(今市地域)

口径(mm)	基本料金(月額)		従量料金(1㎡につき)	
	水量	金額	水量	金額
13	10㎡まで	1,000円	11~20㎡	145円
			21~30㎡	155円
			31~50㎡	165円
20	—	—	51㎡から	175円
			—	—
25	—	—	1~50㎡	165円
			51~100㎡	175円
40	—	—	101㎡から	185円
			—	—
50	—	—	1~100㎡	200円
			101㎡から	210円
75	—	—	—	—
			—	—
100	—	—	—	—
			—	—

現行料金表(日光・足尾・栗山地域)

口径(mm)	基本料金(月額)		従量料金(1㎡につき)	
	水量	金額	水量	金額
13	10㎡まで	900円	11~20㎡	100円
			21~50㎡	110円
			51~200㎡	120円
			201㎡から	125円
20	—	—	11~50㎡	110円
			51~200㎡	120円
25	—	—	201㎡から	125円
			—	—
30	—	—	1~50㎡	110円
			51~200㎡	120円
40	—	—	201㎡から	125円
			—	—
50	—	—	—	—
			—	—
75	—	—	—	—
			—	—
100	—	—	—	—
			—	—

現行料金表(藤原地域)

口径(mm)	基本料金(月額)		従量料金(1㎡につき)	
	水量	金額	水量	金額
13	8㎡まで	700円	9~15㎡	102円
			16~70㎡	121円
			71㎡から	139円
20	—	—	16~70㎡	121円
			71~200㎡	139円
			201㎡から	164円
25	—	—	—	—
			—	—
30	—	—	—	—
			—	—
40	—	—	16~70㎡	125円
			71~200㎡	143円
50	—	—	201㎡から	168円
			—	—
75	—	—	—	—
			—	—
100	—	—	—	—
			—	—

【静岡県伊東市 下水道使用料改定のお知らせ ※市 HP より】

【 新旧下水道使用料金表 】(平成23年5月徴収分から適用)

区分(1か月あたり)			現行料金	料金改定後		
				平成23年度	平成24年度	平成25年度
水道等 污水	基本料金	0m ³ ~10m ³	550円	700円	750円	800円
	従量料金 (1m ³ あ たり)	11m ³ ~ 50m ³	81円	85円	90円	95円
		51m ³ ~ 250m ³		86円	91円	96円
		251m ³ ~		87円	92円	97円
温泉 その他 污水	基本料金	0m ³ ~50m ³	660円	750円	800円	850円
	従量料金 (1m ³ あ たり)	51m ³ ~ 500m ³	14円	15円	16円	19円
		501m ³ ~		16円	18円	20円

※上記の表は1か月分の使用料です。なお、お支払いは上水道料金と一括して2か月分になります。

消費税も加算されますので、ご注意ください。

※1m³ = 1t = 1,000ℓ (お風呂約5杯分)

【 計算例(平成24年度) 】

< (例1) 上水道を2か月で合計40m³使用した場合 >

上記の表を参考にすると、上水道⇒水道等污水に該当するので、2か月の下水道使用料は、

・基本料金 750円×2か月 = 1,500円

(2か月分の基本料金内の水量 10m³×2か月=20m³)

・従量料金 (40m³-20m³)×90円 = 1,800円

基本料金+従量料金 3,300円×1.05(消費税率) = **3,465円**

< (例2) 温泉を2か月で合計120m³使用した場合 >

※なお、上水道と温泉の両方を利用している場合は、上記の上水道の計算に下記の温泉分が加算されます。

上記の表を参考にすると、温泉⇒温泉その他污水に該当するので、2か月の下水道使用料は、

・基本料金 800円×2か月 = 1,600円

(2か月分の基本料金内の水量 50m³×2か月=100m³)

・従量料金 (120m³-100m³)×16円 = 320円

基本料金+従量料金 1,920円×1.05(消費税率) = **2,016円**

【(注意) 温泉の枯渇等で使用形態が変わった場合】

早急に下水道課までご連絡のうえ、温泉汚水量申告書により、使用水量の変更申請をしてください。

【群馬県草津町 下水道使用料改定のお知らせ ※市 HP より】

下水道使用料の改定について(お知らせ)

日頃から、草津町下水道行政にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
草津町の下水処理場は、昭和52年に運転を開始して以来38年が経過し、施設の老朽化が著しく、施設の更新が余儀なくされているところです。

現在の予定では、平成27年度から各種の基礎調査を開始し、長寿命化計画を策定し、17年間の事業期間を経て、平成43年にすべての施設を更新していく計画となっております。

事業期間中も一日たりとも処理場の機能を停止することができないため、順次切り替えていく予定です。

また、国の交付金や様々な制度を利用し、計画いたしますが処理場施設の更新には膨大な費用と年月を要します。

草津町の下水道使用料は、現段階で群馬県内で最も低い料金であり、老朽化のための補修工事にも一般会計からの繰入金を充てている状況です。また今後の更新計画を策定する際にも懸念される材料となっております。

このようなことから、この度、次のように段階的に使用料を改定し健全で安全な処理を継続したいと考えておりますのでご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

下水道使用料の改定表

	基本料金 (10 ^m まで)	超過料金 (10 ^m を超え1 ^m ごとに)
現 行	400円	84円
平成27年度	500円	90円
平成28年度	600円	95円
平成29年度	700円	100円

3. 使用料改定案について

事務局では、第7回審議会での審議内容を勘案しながら、次々頁の図3-1に示すような手順で改定案を検討し、そのなかから、事務局からの推奨案として、表3-1に示す改定案を提示します。

表-3.1 下水道使用料改定案（事務局推奨案）

（税抜）

種別	基本料金（1月につき）	超過料金（1 m ³ につき）	
	金額	汚水量	金額
一般用	1,247 円	0 m ³ を超え10 m ³ まで	10 円
		10 m ³ を超え20 m ³ まで	105 円
		20 m ³ を超え30 m ³ まで	113 円
		30 m ³ を超え50 m ³ まで	121 円
		50 m ³ を超え100 m ³ まで	132 円
		100 m ³ を超えるもの	141 円

【推奨案の概要】

※参考資料「改定案9」

- ①基本使用料による固定費負担率：45%
- ②基本水量設定：なし
- ③水量区分：現行4段階→6段階

使用料改定案の推奨案の選定理由は、以下のとおりです。

■ 下水道使用料改定案・推奨案の選定理由

1. 固定費負担率

今後の人口減少、節水型社会の移行に伴う使用水量の減少を考慮すると、使用水量の増減に左右されない使用料体系を設定し、下水道事業の経営安定化を図る必要があります。

そのために、基本使用料による固定費負担率を現状(38.3%)より向上させる方針とし、検討した2パターン(45%と50%)のうち、少量利用者の負担増等を勘案し、基本使用料による固定費負担率は45%とするのが妥当と考えました。

2. 基本水量設定

昨今の核家族化、節水型社会の移行を考慮すると、現行使用料体系での基本水量10 m³/月という設定は、現状の社会状況を反映したものではないといえ、節水に対する経済的見返りを確保するため、基本水量の設定を見直すのが妥当と考えます。

また、基本水量の設定見直しについては、経済的見返りを受ける利用者の範囲を極力広くすることと、那須塩原市水道事業の料金体系(平成22年度に改定)との整合を考慮し、基本水量を廃止するのが妥当と考えました。

3. 従量使用料単価・水量区分

従量使用料単価の水量区分については、一般家庭等が該当する「10 m³を超え30 m³まで」と、大量排水者が該当する「100 m³を超えるもの」の両方を分割する案を検討しました。

前者については、一般家庭等の負担軽減に繋がり、節水に対する経済的見返りとしても有効な案といえますが、後者については、大量排水者からの従量使用料による収入の比率を高めるものであり、将来の水量減少が見込まれることを勘案すると、経営の安定化の観点からは望ましい案とはいえ、6段階にするのが妥当と考えました。

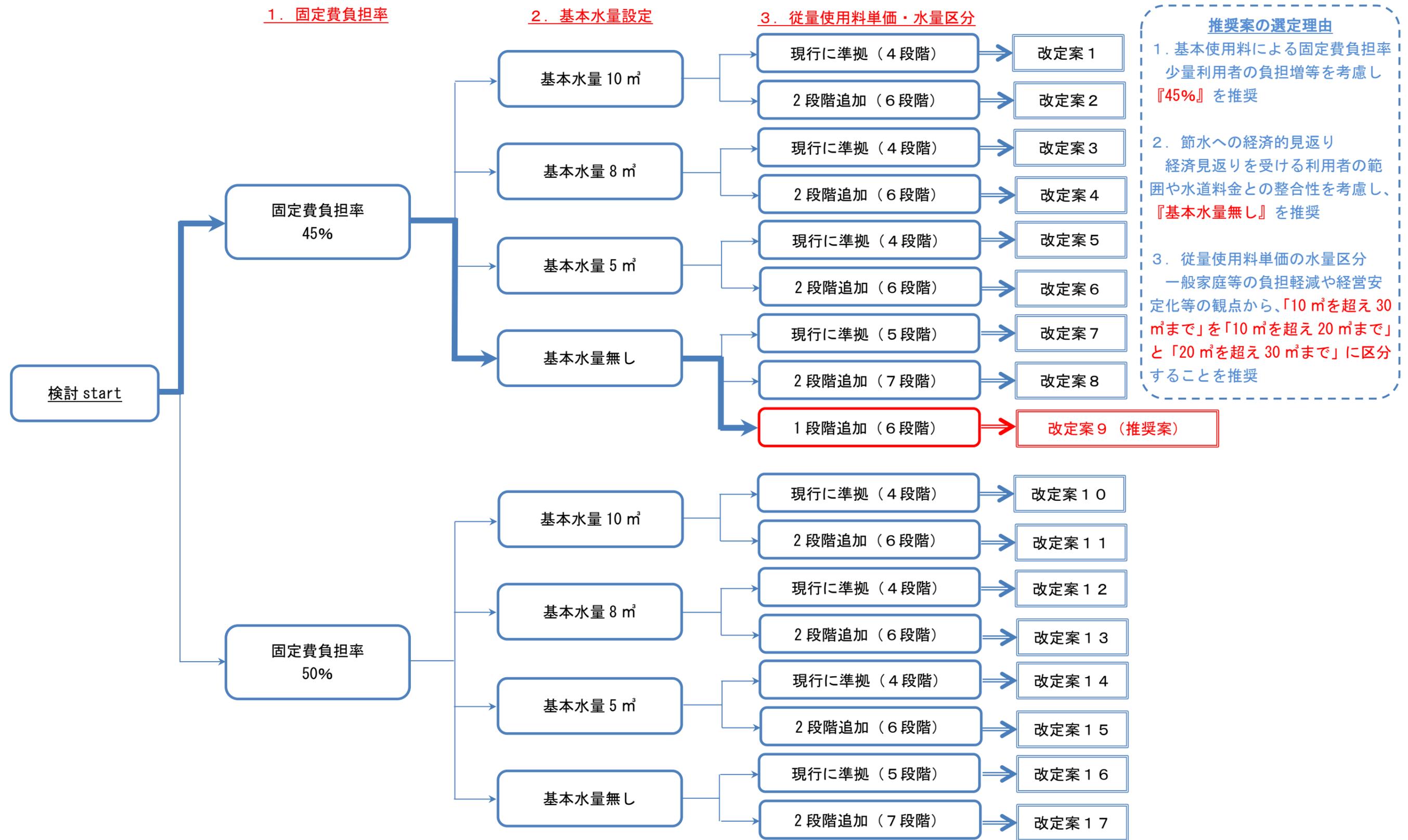


図 3-1 使用料改定案の検討手順